

新婚世帯・子育て世帯家賃等補助金の支払いについて

(平成30年4月1日)

○引越時に係る費用補助

仲介手数料補助、引越補助、移住奨励金については、交付の決定を受けた後速やかに請求書を提出していただきます。

○家賃補助

例：家賃月額 30,000円、住宅手当 10,000円の新婚世帯(子育て世帯)が、平成30年6月に交付の決定を受けた場合

$$\boxed{30,000\text{円}} - \boxed{10,000\text{円}} \div 2 = \boxed{10,000\text{円}} \text{ (上限10,000円)}$$

平成30年							平成31年		
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

↑ 平成30年度分交付決定

① 平成31年4月に90,000円を支払い

平成31年									平成32年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

↑ 平成31年度分交付決定

② 平成32年4月に120,000円を支払い

平成32年				
4月	5月	6月	7月	8月
10,000円	10,000円	10,000円		

↑ 平成32年度分 ③ 平成32年7月(または8月)に30,000円を支払い
交付決定

家賃補助金の支払いは、上記のとおり3回に分けて支払います。

そのため、初年度及び次年度は3月中に、最終年度は補助期間が終了した月の翌月中に、市に対して補助金の請求をしていただくことになります。

【請求の際に必要な書類】・津久見市新婚世帯・子育て世帯家賃等補助金交付請求書(第4号様式)

・家賃領収書またはその他の家賃を支払ったことを証明できる書類(証明できる書類がない場合は、「家賃等受領証明書」をご利用ください。)

請求については、初年度及び次年度は3月初旬に、最終年度は補助期間が終了した月の翌月初旬に市からご案内を発送いたします。

※下記のような場合は、補助資格がなくなります。

新婚世帯	子育て世帯
<ul style="list-style-type: none"> 申請時の補助対象世帯の要件に該当しなくなったとき。 補助の対象となる夫婦が離別または死別したとき、若しくは夫婦のいずれか一方が他の住宅に転居(子どもの出産または出産予定等による一時転居の場合を除く。)したとき。 虚偽の方法により家賃補助金の交付を受けたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請時の補助対象世帯の要件に該当しなくなったとき。 補助要件に該当する子どもを有しなくなったとき。 虚偽の方法により家賃補助金の交付を受けたとき。